

経済と経営 29-4 (1999.3)

〈研究ノート〉

ブルトゥスの政治思想

鈴木 礼 暁

〈目 次〉

はしがき

1 契約

ブルトゥスの統治契約 (二重契約)

神と王と民衆との契約 (神の法)

王と民衆との契約 (国法)

2 契約違反

神法の違反

国法の違反

専制者 (二種の専制者)

資格のない専制者, 行使による専制者

3 抵抗権

抵抗について (不服従, 神の名による抵抗, 国法にもとづく抵抗)

不服従

神の名による抵抗

抵抗の主体, 範囲, 方法

国法にもとづく抵抗

はしがき

日本における近代西欧政治思想の受容の中で、マキャヴェッリとルター、カルヴァンが特別な地位を与えられてきたのに対して、ブルトゥスは、暴君放伐論の代表、抵抗権論の先駆けとされながらも、特に注目されることはなかった。ブルトゥスの原文に即しての、独立した論考はこれまで皆無ではなからうか。このような中で、木戸由紀子氏が、昨年初秋『僭主に対するウィンディキアエ』（東信堂、1998年9月）を、翻訳・刊行されたのは慶事とすべきであろう。15年ほど前、ルソー政治思想の源泉を求めようと、1581年のフランス語版から第一問と第二問の翻訳・刊行を行いつつも、第三問の下訳を終えたところで頓挫してしまった筆者には、感慨深いものがある。

以下は、日本における近代西欧政治思想研究に新しい地平を切り開くであろう木戸氏の業績に触発され、筆者なりに綴ったノートである。内外の先行の研究を顧慮せず、ブルトゥスの著作にのみもとづくものであるが、30年ほどを訳業・刊行に費やされた木戸氏へのオマージュとして、直ぐに呼応すべきという判断によるものである。日本における西欧政治思想研究が同氏の訳業を契機により重層的になればと願うものである。

ただし筆者は、以下において、筆者自身の翻訳によってノートを作成している。(テキストは、H. Weber ほかにより、LES CLASIQVES DE LA PENSEE POLITIQUE 11 DROZ-GENEVE, 1979 に収められた、上記フランス語版の復刻版と1579年のラテン語初版本—東北大学所蔵—である。文中の引用はフランス語版による。)重要なのは、今後、西欧の研究者による論点に従う西欧政治思想研究を行うことをやめ、原典に基づく研究を行うことであり、それによって、原典評註なども、日常化することになるのではなからうか。この観点から、フランス語版からのノートの意味もあるのではなからうか。

1 契 約

ブルトゥスの統治契約（二重契約）

ブルトゥスの政治思想は基本的にキリスト教の世界観に立つものであり、主観概念の構成にあっても、この立場から二つの概念がとられている。このことはまた、法、権利、法の侵犯（者）への対応といった VINDICIAE の主要事項に一貫している。一つは、造物主としての神の絶対性である。「人間は肉体と魂からなる。神が肉体を造り、それに魂を吹き込んだ。したがって神だけが人間の肉体と魂を自己のものと主張し、所有し得る。」(33 頁) これにもとづけば、支配と服従の問題はまずもって神と人間の間の問題として定立される。世俗的な支配=服従もそれ自体として考察されるのではなく、神の支配権の絶対性（イザヤ書 45-1）の留保の上で、またそれとの関連において進められるのである。支配権=主権（王権）の説明にあたってブルトゥスが採用するもうひとつの観念は契約である。この場合、契約は封建的主従のそれであるよりも、神と人との間の無条件な絶対的契約として理解されている。ブルトゥスの論証方法にあっては、先行の諸思想、諸事例は、宗教的か世俗的かの別なく等しく採用されているのであるが、彼の思想的立場からは、キリスト教的契約観念に優越的地位が与えられているのである。この二つの前提に基づいて、ブルトゥスは主権の根拠を、二種の契約に求める。一方は「神と王と民衆との契約」であり、他方は「王と民衆との契約」である。

王の聖別（王権の確立）における二種の契約の前提は、神の絶対的存在性である。神の意志は正義であり、(使徒行伝 4-19) 天地万物の所有者にして支配者であり、(詩篇 24) 唯一絶対の権力者である。王の擁立と解任も神の権限に他ならない。(ヨブ記 12-6) 他方で人間はすべて神の僕であり、神に負債、責任を負うものである。同時に人間は神の民、主の末裔であり、(サムエル記、上、9-16) 主の命の遂行者として保護されるのである。ブルトゥス

はまた義務を、神に対する義務と世俗的義務に分けると共に、地位に基づく義務の軽重を説いている。これらの認識によれば、王は「神から権力を委託されている者」であり、(ヨブ記12)「神の民の指導者」(サムエル記、下、6-21, 列王記下、20-5)として最も重い義務を負わされているのである。「諸王はただ神の総督であるにすぎず、主なる神自身によって神の王位に据えられたものであり、また民衆は神の民衆である。そしてまた、総督たちの得る栄誉は、彼等を送り出した人々に払われる尊敬からのみ生ずるのである。」(22頁) こうしてブルトゥスにあっては、先なる者としての神、次なる者としての民衆の承認の後に、王の支配権の確立が神への奉仕の問題として、まずもって設定されるのである。

神と王と民衆との契約 (神の法)

「神と王と民衆との契約」の目的は「民衆が神の民衆となること、すなわちこの民衆が神の教会となることである。」(50頁)しかし契約当事者や契約形式については、内容および意味にも波及する疑義がみられ、若干の整理が必要である。まず、この契約の当事者は文字通りには「神と王と民衆」でしかなく、第一問および第二問の主要該当箇所においても「神と王と民衆との契約」「至高の僧と民衆と王との間で取り交わされた」契約と言われているのであり、また契約形式も三者による一つの(一個同一の)ものと理解するのが妥当である。しかしブルトゥスは二つの箇所欄外の方に「神と諸王の間の契約」(25頁)と、もう一方に「神と民衆の間の契約」と記している(50頁)これによれば契約が二つ存在することは明らかである。事実ブルトゥスは前者を第一問で、後者を第二問で別々に主題的に論じているのである。それでは二つの契約相互および王と民衆相互の間には何らの関係も無いのであろうか。実は王と民衆は神の下、すなわち至高の僧の下で一同に会するのであり、また両者が神と交わす契約の内容はそれぞれ、他者(民衆もしくは王)に直接関わる事項なのである。それぞれの契約の具体的内容についてはこの後順次検討に移るが、その方向付けと理解の一助のためにあらかじめ三つのこと

を指摘しておこう。第一はブルトゥスの思想的立場からの時論（現実論）として「神と王との契約」が「神と民衆との契約」に先だって論じられているのではないかということである。VINDICIAEが民衆への専制者に対する抵抗の訴えである以上、王の神との契約と契約違反がまず問題とされ、それへの対応根拠として民衆と神との契約が具体性を帯びるということである。第二に指摘すべきは第一の事情によってブルトゥスの政治思想乃至政治理論が重大な制約もしくは制限を受けているのではないかということである。すなわち主権概念の構想にあたって、支配＝服従に関する民衆の立場からの一般理論の構築の展望を垣間見ながら、それ自体の方法的、具体的考案を展開し得なかったのである。もとよりブルトゥスがVINDICIAE全体の半分以上を相対的に最も世俗的事項の考察に充てていることは評価すべきである。さらにまた、ブルトゥスが直接の論敵としたのがマキャベッリであったこともブルトゥスの立場、方法を規定していることを勘案しておくべきであろう。

さて、「神と王との契約」はいかなる内容を含むのであろうか。上に記したように、「神と王との契約」といっても、そこでは民衆が無縁な存在とされているのではない。実はこの契約の前提もしくはその内容を規定するものとして、神と王と民衆の三者の間に一般的、包括的契約が存在しているのである。

「王と民衆は、ユダのすべての王国で、神がその意志に基づいて純粋に奉仕されるような秩序をつくること、王は民衆を神に奉仕させ、神に服従せしめるように統治すること、民衆は誰よりもまず神に奉仕するために王に服従すること。」(25～26頁)「王自身と全ての民衆が、法のうちに宣命された神の意志に従って、神に敬意を抱き、奉仕することを心がける。」(26頁)

ここに見られるように、王と神との具体的契約には、神の支配の絶対性の承認にもとづき、王も民衆も神の意思に従い、神に純粋に奉仕すべきことが、また、王の任務としての統治がなによりも神の秩序を形成すべきものであることが前提とされているのである。これによってブルトゥスが示そうとしたのは、王が神の僕にすぎないというだけでなく、また支配者としてそれ自体

民衆の上にあるのでもないということである。王も民衆も神の下では何ら区別されることはなく、神の奉仕者であるという点で本質的に同じ義務を負っているということである。すなわち両者は平等な存在であり、しかも論理的、思想的には民衆が先なる者であり、王は後なる者なのである。それ故にこそ、ブルトゥスは「神と王との契約」を「民衆が神の民衆となる契約」であるとしたのである。従って、王は支配の喜びに興じえないばかりか、むしろその能力と地位の故により多く神に仕える存在に他ならないのである。そして民衆が純粹に神に奉仕する条件（秩序）の整備に努めることによって、王は民衆にも仕えることになるのである。「たとえ諸王が神のおかげで、彼らの臣下の身体と財産を利用することが許されるとしても、それは彼らが同時に、これらの臣下に奉仕する義務を帯びているからである。当然にも諸王は、それらの善用は認められているが、悪用は禁じられていることを考慮しなければならない。」(33～34 頁) 他方で民衆が王に仕えるのは、王自身にではなく、神に仕えるためであり、神に仕えない王は民衆にとって王とは見なされないものである。すなわち王は自ら神に仕えるものとして、民衆が神に仕えるよう努力することによってのみ神と民衆との世俗的仲介者としての存在意義を得るのである。しかもこのことは、神が命じることであると共に、民衆自身が望んだことでもあるのである。「ここにあなた方が求め、選んだ王がいる。神は彼をあなた方の王に推し立てた。あなた方もあなた方の上に推された王も神に従い、仕えなさい。さもなければ、あなた方もあなた方の王も滅びるであろう。」(27 頁) 以上のようにブルトゥスは、神の支配の絶対性を根幹に「神と王との契約」の前提事項を明らかにしている。

それでは、「神と王との契約」の固有な内容は何であるか。ブルトゥスが明白に述べていることは、実は、次の一つのことだけである。またそれは既に見てきた事項の要約若しくは核心とも言えるものである。「神の法によって、我々はモーゼに与えられたふたつの石板を理解する。それによれば、不動の境界石によるように全ての王の権威が制限されなければならない。第一のも

のは我々が神に負っているものに関わり、第二のものは隣人に負うものに関わる。つまりそれら、敬虔と愛にともなう正義であり、福音書の教えはそれらを何らおとしめず、むしろ権威づけ、堅持している。第一の石板は、序列の上でも真価においても主要なものと見られる」(38頁)神がモーゼに授けた二枚の石板のうち、一枚目のいわゆる宗教規定が「神と王との契約」の内容とされる。唯一神礼拝、偶像禁止、神名乱唱禁止、安息日厳守がそれである。これらは王のみにでなく、むしろイスラエルの民衆すべてにあてられたものであり、「神と王との契約」の固有な内容と言うのには疑義が生じるであろう。しかしキリスト教の王として、誰よりもまず率先してその遵守に勤めるべきであるという意味で、やはり「神と王との契約」の本質条項としているのである。この契約の遵守のための諸事項もまた一種の契約である。王がおのれを神より上位にあるとしないこと。民衆の神への奉仕を妨害せず、その促進をはかることなどがそれらに含まれる。

「神と王との契約」が民衆と無縁なものではないことはすぐ前に述べたが、「神と民衆との契約」も、王（の在り方）にも関わるものである。すなわち王が神の総督として、神への奉仕をみずから率先し、また民衆にも勧める限りで、神から王と認められ、民衆に従われるのであるから、そうでない場合、王は神と民衆との仲介者には成り得ず、神と民衆との直接の関係が復活するのである。このことはまた、神にとって、民衆が先なる者、王は後なる者であるという、先に触れておいて事をあらためて裏づけることになる。

「神と民衆との契約」について、ブルトゥスはまず王と民衆との連帯責任の原理を採用し、つづいて民衆の王に対する優位性をはっきりと主張している。「神は次のようにする金貸業者と同様のことをしたのだと思われる。すなわち、金融業者はあまり忠実でない借り手と取引する場合、ひとまとめにした幾人かにひとつの同じ総額の支払いを義務付ける。これによって二人あるいはそれ以上の人間が、一方が他方に替って全額を支払うよう拘束され、人は彼らのうち、自分が望む誰にでも返済を要求できるようになるのである。

教会の防衛をただ一人の人間だけに認めるのは危険であった。そこで神はその任を全ての民衆に託したのである。……したがって、ここに（神と王と民衆の契約）我々は二つの債務者を見る。それは結局、一方が他方のために、またただ一人が全体のために義務付けられている王とイスラエル人である。……そして多数の者が一人より滅びにくく、より良く支払うことができるので、神は民衆により多くを要求できるのである。なおまた、とくに、租税の支払を義務付けられている二人の人間のように、新しいユスティニアヌス法典より認められている配分的正義を受けられないほど、一方は他方に結び付けられている。……ようするに、債務を負っている両者のうちの一方が自分の財を使い果たし、その償いをできない危険のある場合、他方は、損害をうけるはずのない貸し方に応じなければならないのである。」(51～52 頁)「もし民衆が奴隷にすぎず、したがって神に対して義務を負うことが出来ないなら、なぜ神が純粹に崇拜されるべきという命令を与えるよう彼らが命ぜられるのか。また、もし民衆が自分たちの約束の履行に励むことが合法的でないなら、神が約束をしたり守ったりする資格を持たない者と契約したなぞと我々は言うであろうか。だが反対に民衆と契約を結び、この取引を果たすことで、神は、民衆が約束をし、維持し、履行する資格を持つことを非常にはっきりと示そうと望んだのである。」(55 頁) ふたつのうち、前の引用によって見られることは、王と民衆が共同に神に責任を負っているということである。この不可避的、絶対的な連帯責任の原理によって神への奉仕を説明するのは、それとしてブルトゥスの独自の立場を示すものであるが、さらに重要なのはここにおいて民衆の自立性が承認されている事である。しかも、「神は民衆により多くを要求できる、」というのであるから、王より民衆を重視していることが知らされる。あとの引用文から、民衆が神と向き会える自立した存在であることを読み取ることに異議を唱えることは出来ない。ブルトゥスが強調したいのは、「民衆が約束をし、維持し、履行する資格を持つ」主体的存在であるということである。神のもとでの、王に対する民衆の優位性がさらに明ら

かとなるのは、王の神への反逆に対して民衆の義務が語られるときである。実は「神と民衆との契約」の固有の内容は、神への奉仕という一般的なものであるよりも、むしろ、神への奉仕を怠る王に替って、あるいは逆らって、さらにそのような王を排除して、神に奉仕するということである。「誰であれ、イスラエルの主なる神の加護を祈らない者は、もっとも取るに足らぬ者でも、もっとも偉大な者でも死滅する。……だが民衆が王に対して誓いを立て、義務を負っていると同様、王が民衆に対してそうしている、その民衆の全体が王を罰するのでなければ、誰が王を罰し得るのか。」(54頁)もとより、神にとっては、従ってブルトゥスにとっても、神の命令に従うかぎり、また逆に逆らっても、王と民衆は等しい立場にある。神に奉仕するかぎりどちらも祝福され、その命に背けばともに滅びる。しかしブルトゥスの執筆意図からも、行論からも明らかなように、民衆により多くの責務が課され、より高い地位が与えられているのである。この立場は、次に見る「王と民衆との契約」でさらに強められ、王の契約違反の説明やそれへの民衆の抵抗の訴えにおいて頂点に達するのである。

王と民衆との契約（国法）

「王と民衆との契約」の骨格は、神と民衆に奉仕する王に民衆が従うべきだということであるが、固有には、王が民衆に奉仕することを条件に、民衆が王を擁立し、王に服するというものである。この問題は VINDICIAE の第三問の前半部分で主題的に考察されているが、第三問では全体をとうして世俗的な支配—服従の教説、したがって世俗的な政治理論が提示されていることに注目しておかねばならない。またここにおいて、VINDICIAE の主題である専制（者）とそれへの抵抗の理論が詳述されるのである。

世俗的権力は何に由来し、何を目的とするのか。またそれは誰によって行使されるのか。そして権力が正常に機能するための制度上ならびに運営上の条件とは何であろうか。

「我々は既に、諸王を創設し、選び、彼等に王国を与えているのが神であ

ることを示した。今や諸王を擁立し、彼らに王権を与え、彼らを投票で選任するのは民衆であると言おう。神は次の目的のために、上のようにことが運ぶことを望んだのである。すなわち、王に、自分たちが彼らの全ての主権や権力を受け取るのは、神に続いて民衆からであること、従って又、そのことを彼らのあらゆる責任と配慮を民衆の利益に向けるよう彼らを導くことを認識させるためである。」(96 頁) ここでは、王が、神とは別に、民衆によって選ばれ、民衆の利益のために存在することが一般的に承認されている。ブルトゥスはこのことがキリスト教の王についても、異教徒の王についても等しくあてはまる真理だと主張する。個人としての人間の考察や人権の基礎付けにまでは至っていないが、民衆主権の立場にはもう一步に迫っていると言えよう。古代ギリシャ、ローマの政治思想の民主的部分とキリスト教の平等思想との一つの政治的総合をそこに見ることができよう。民衆の民衆のための政治を民衆によって選ばれた王が運営するというのが、民衆と王との契約の原理的内容とされているのである。「要するに、頭上に王冠、手に王杖を持って生まれる人間は決しておらず、また誰も自分自身では王にはなれず、民衆なしに統治できないのだし、反対に民衆は王なしに民衆で有り得、王を持つよりずっと以前に民衆であったのだから、全ての王が初めは民衆によって擁立されたというのは非常に確かなことである。そして、王の息子や血族が彼らの父の徳を受け継ぎ、王国を彼らの血族の世襲物にしたように見え、また幾つかの王国もしくは国で自由な選挙権が消滅したように思われるにしても、それでも秩序のよい王国ではどこでも、この習慣はずっと続いてきたのである。」(102 頁)

王権の源泉が神にあるのだとしても、その実存は民衆の同意によってのみ成り立つのだというのがブルトゥスの主張である。すなわち、政治の具体的考察にあっては、民衆は政治の主体であり主権者であるというのである。そこでブルトゥスは権力者（集団）の地位と任務について明瞭な限界を設けている。

まず王については、民衆団体が王より優位にあることが示され、「王の能力」は「民衆の能力」に他ならず、また「王の成果」は「民衆の成果」であるとされる。王に対する民衆の優位性は本質的なことであり、王の存立の具体的態様が歴史的に変化しても（例えば世襲となっても、）このことは「時効」のない真理とされる。それでは王に固有な権限とは何か。ブルトゥスによれば、実は王に固有な権限というのは存在せず、「王の」所有権、課税権、司教任命権、譲渡権等というのも誤りである。王権というのは王の所有物でも、従って、世襲されるものでもなく、国土や国庫が王に帰属するものでもなく、また租税は法によって定められ、公共善のために用いられるものなのである。さらに王は用役権者でさえないのである。あえて王の特権と呼ぶべきものがあるとすれば、それは、王がその職務の遂行上必要とされる、例えば供給を受けたり正義を得ることのないようにするための特別な「待遇」を受ける事ができるということにすぎない。このように王の地位、権限を厳しく限定したうえで、ブルトゥスは王を「公務の代理人」、「公共の富の管理者」と規定するのである。「真の王は公務の代理人であり、公共の富の管理者であり、何らそれらの支配的な所有者ではなく、また王国そのものと同様、国庫を委譲したり浪費する権限を少しも持たない。」(169頁)

王の役人についてはどう見るべきか。ブルトゥスは役人を「王の役人」と「王国の役人」とに区別する。「王の役人」は王個人に従属し、「王国の役人」は民衆の主権に従属する立場にある。「(王国の役人は)民衆の権利と特権を維持し、君主が公共の損害となる何らかのことを見過ごしたり、犯したりするのを注意深く防がねばならない。要するに、一方は王の従者、家人であり、彼の人格に服するよう彼らの地位に置かれておる。他方は反対に、司法・行政における王の補佐役のように、彼らの中にいる首長の如き者であり、ただ第一の地位を占めているにすぎない王と同様、王の権威と権力に参加し、国政の運営を手掛けるよう義務付けられている。ところで、民衆の団体全体が王より優越しているのだから、同様に、王国の役人たちはたとえ一人一人と

してみれば王より劣っているとしても、集合的に、一つの団体としてみれば彼より優越しているのである。」(109 頁)「王国の役人」の第一の任務は「民衆の権利と特権」の維持である。そのために、彼らは主権の代表者である王を、一方で補佐し、他方で監視する義務を負っている。また彼らは、王よりも民衆に近い位置にあり、そのかぎり、団体として、王より優越しているのである。

王と役人と民衆の関係は上に見た如きものであり、この関係(地位と義務)の確認が「王と民衆との契約」に他ならない。ただしまだ民衆の義務が何であるかは明らかにされてはいない。

「法の用語法では、条項を決める者はそれを約束する(守る)者より上位にある。民衆は王に、彼は公平に、また諸法に従って統治することを望むかと問う。王はそうすると約束する。そこで民衆は応答し、正当に命令する者には忠実に従うことを約束する。ところで、王は無条件に約束し、民衆は条件付きで約束する。この条件が満たされなければ、まったく権利と理性によって、彼の約束から自由であり続ける。」(185 頁)ここに見られるように、民衆の契約の内容は「正当に命令する者には忠実に従う」ということである。「正当に命令する」というのは、「民衆の権利と特権を維持」するために必要なこと(行為、財)を提供するよう命ずることである。この必要事項が具体的に何を指すのかは明瞭にされてはおらず、またそれと「民衆の権利や特権」との関連等についても不明のままである。ともあれここで明らかなのは、民衆が民衆自身のためにのみ民衆の代理人に服す義務を帯びているということである。これは、「王は無条件に約束し、民衆は条件付きで約束する」という言明によってさらに強く裏づけられている。

ところでこれまで幾度も用いられながら踏み込まずにきた、民衆の権利とは何か。この権利の根拠や内容を明らかにすることによって、王と民衆との契約の意味合いも、なおいっそう明瞭に捉えられるであろう。ブルトゥスが民衆という場合、一人一人、民衆団体、そして民衆の代表と三様に用いられ

ている。ここで民衆の権利というのは、何よりも民衆一人一人の権利を意味するものである。まず民衆の権利の第一は神への奉仕の義務＝権利である。世俗的権利としては、生存＝生命維持があげられる。また個人の財の所有、利用、ならびに成果の取得が含まれる。これとともに、個人の（私的）活動に関わる各人の自由意志もまた認められる。しかしブルトゥスは、公的活動への民衆の個人としての参加については言及していない。単に主権が民衆に属するとするのみで、選挙が話題となる時にも、民衆個々人の投票については何も触れられてはいない。かくて参政権については、選挙権も被選挙権も不明の儘にされていると見るほかはないのである。ただ僅かに、民衆会議等、当時の議会については積極的に評価していることから、それらをもって民衆個々人の意思が反映されていると見ていたのではないかということは推測し得るのである。こうして、民衆の権利は、個人として、キリスト教の信仰、生命、財産の保持の権利、主権団体として代表者を選任する権利、そしてまた団体として権利を監視する権利、さらには、後の主題となる不正な王に個人として服従せず、団体としては抵抗する権利があるのである。

これまでの考察にもとづいて「王と民衆との契約」の内容を整理してみよう。まず前提として、民衆が団体として王ならびに王国の役人に優越すること、したがって主権が民衆に存することが確認される。次に民衆が王を、彼が民衆の信仰、生命、財産ならびに自由を守り、国家を安全に維持することを誓う限り王として擁立する。また王国の役人も同様の約束をする。つづいて民衆が「正当に命令する王に忠実に服従する」ことを誓う。以上である。

さて、上のようなブルトゥスの二種三様の契約からなる統治契約はどのような独自性をもつのであろうか。たびたび指摘してきたブルトゥスのキリスト教への基本的立脚（方法）については、同時代における選択としては是非の論外といえよう。マキャヴェッリによる政治理論での世俗性の追求が、近代政治理論に果たした役割が如何に多大であるにしても、それは他方で専制への批判力を犠牲にしてしまったのである。ブルトゥスは、中世の神学的方

法の組み替えをもって現実へのアンティテーゼを提示したのである。言わば王権神授説の民衆版，すなわち民権神授説である。他方でブルトゥスはアリストテレスやキケロから多く学び，また同時代にまでわたる歴史的事例を吟味することによって，自説の非神学的，経験論的補強を積極的に進めている。契約理論としては，いわゆる統治契約から抜け出ることが出来なかったにもかかわらず，支配者と被支配者との無前提な区別から脱して，民衆を王より先なる者としていることが評価されるべきである。これによってブルトゥスは，王ならびに各種役人が民衆の公僕にすぎず，主権が本質的に民衆に属するものであることを確信し得たのである。確かに民衆個々人に帰属させえなかったという限界があるにせよ，それは近代民主主義の主権概念（政治的権利論）にきわめて近い位置に及んでいたのである。また抽象的であるにしても（その根拠の具体的考察が欠如しているとしても），生命，自由，財産という近代個人の自然権の内容が提示されているのである。キリスト教の立場から，このような世俗的権利が積極的に支持されていることは，ブルトゥスの民衆性を際立たせるものであろう。

2 契約違反

神法の違反

王ならびに民衆は，神と神の王国の繁栄，従って神の意志の実現を約束し，また王は民衆と世俗の王国の繁栄，従って民衆の意志の実現を約束した。しかし王ならびに民衆は，人間である以上，不完全な存在に過ぎない。「理性が支配している者よりも情念に動かされている者のほうがいつでも数が多い。」

「第一に全ての君主が人間として生まれたということを銘記しておこう。人は彼らの中に理性と情念を区別することは出来ないが，同様に人間が生きているかぎり，精神は身体から区別され得ない。したがって文句のつけようのない君主など望むべきではない。」（216 頁）王と民衆が神との約束を軽視し，

あるいはそれに違反する場合がある。同様に王と民衆が相互の約束に違反することが起こり得る。そこでブルトゥスは神法への違反並びに国法への違反について、それぞれの内容と帰結の一般的考察を行い、特に専制(暴君支配)については二種の形態の比較考察を提示している。またこれらと不可分なものとして服従義務の性格が論ぜられる。これは契約違反、特に専制と連動して、後の抵抗の理論に直接結び付くことになるのである。

神法への違反が全ての違反のうち最も重大なものであることは、既に見た「神の支配権の絶対性」という立場から当然引き出される判断である。

まず王については、自らが王ではなく、「王中の王」となろうとすることが、神法への違反の最大のもものとされる。「諸王は境界を移し変える。そして彼らは、まったく善良で全能な神が彼らに与えた権利に満足せず、神が自分の手元に納めている全人類に対する主権を奪おうと企んでいる。諸王が、臣民の一身と財産を、彼らの意向に従って按配することに満足しない時は、彼らはそれによってまた良心に命令する資格、つまりイエス・キリストに全面的に帰属する資格を自分のものとしているのである。」(16~17頁)これは王の聖別における二種の約束のうち第一の「神と王との約束」に背くことである。神がモーゼに授けた石板の一枚目、すなわち宗教規定の遵守違反である。しかもブルトゥスは、このことがキリスト教の諸王のみならずユダヤの王や異教徒の王にも当てはまる真理だとしている。この王による神との契約に対する違反、反逆の結果何が起こるのか。神への服従が犠牲の提供に勝る絶対、最高の価値を持つものであるから、その違反もまた最大の罰を受ける。すなわち王は王国を失ったり、そこから排除されたり、死刑に処せられるというのである。このことの多数の事例をブルトゥスは聖書から引き出しているが、それらが単なる解釈の一例にすぎないのか、客観的、実証的な理論根拠たり得るのかについては俄かな判断を控えたい。この点に接近するには、王に対抗する存在の理論的、歴史現実性の考察すなわち「神と王と民衆との契約」のもう一方の側面の考察が必要である。

「神と王と民衆との契約」において、民衆は民衆で、神への服従、奉仕を神と誓うのであり、しかも神は王よりも民衆と本質的約束をしているのだとブルトゥスが判断していることについては既に記した。これは神と民衆との約束が、民衆自身と王とがともに神に服従することを含むものであることを示している。民衆は、「共同債務者」の一方として、王の神への奉仕および反逆に対しても、みずからの奉仕と同様の責任を負っているのである。何度も見たように、「王自身と全ての民衆が、法のうちに宣明された神の意志に従って、神に敬意を抱き、奉仕することを心がける」(25 頁)というのが、「神と王と民衆との契約」、したがって「神と民衆との契約」の要点であった。この「神と民衆の契約」にたいする民衆の違反には、神が民衆を圧制や専制の支配下に放置するという罰を科すのである。そして民衆は、やがて滅びさる罰を受けるのである。「ヨシュアはヨシュアで、いかなる条件で神がイスラエル人にカナン之地を与えたかを理解させようと望んで、彼らがその地に入るとすぐ、供物の献上がなされた後で、全ての民の前で、彼らが服従すれば、主の名においてあらゆる富を約束し、また逆らえば、あらゆる責め苦で彼らを脅かすという掟を定めた。要するに、民衆が法に服すれば、神が彼らにあらゆる繁栄をもたらし、反対に彼らが逆のことをすれば、彼らを全て滅ぼすであろうとはっきり宣言したのである。同様に彼らが神への奉仕を怠る時はいつでも、彼らはカナン人のもとに残され、専制の奴隷にされるのである。」(26～27 頁)

ブルトゥスは民衆の神への不服従や反逆がいかなる結果に至るかを、聖書の多くの事例によって示しているが、このこと以上に重要なのは、王の神への反逆に際しての民衆の対応、すなわち民衆がそのような王に服すべきか否かということである。これこそ、「王と民衆との契約」違反にたいする民衆の対応とともに、本書の中心テーマである抵抗の理論へと連なる事態把握なのである。とくに、これまでもたびたび指摘してきたように、神との契約が人間同志のそれに優先するという立場からして、前者の確認があってはじめて

後者も意味を持つと言ふべきである。

王による神への不服従や反逆は、王個人にとどまるものではない。それは事実上も意味上も社会的な広がりを持つものである。王が王たり得たのは、民衆が望み、推し立て、神が認め、神と王と民衆が契約したからである。それゆえ王の行為は民衆の行為でもあるのである。また神に反する王は、自己の意志を民衆に押し付けることによって、自らが王中の王たらんとするのである。ブルトゥスによれば民衆が王に服することができるのはただ、王が神に服している場合だけである。「神に反してではなく神のために、また諸王が神に奉仕し服従するときだけ、人は王に従うべきであり、それ以外では従ってはならない。」(22頁)「民衆は誰よりもまず神に奉仕するために王に服従しなければならぬのである。(25~26頁)これらから明らかとなるのは、民衆が神に反する王に従う義務がないということだけでなく、従ってはならないという禁止条項が「神と民衆との契約」に含まれているということである。そしてこれが VINDICIAE の第一問の直接の回答に他ならないのである。このことは民衆の神への奉仕義務と表裏一体のものである。すこし長くなるが、ブルトゥス自身に語らせよう「上述にもとづけば、我々の問題はたやすく解決されるであろう。というのは、もし神が主なる主権者の地位にあり、王が封臣の地位にあるなら、誰があえて封臣よりも主権者に従うことに異論を唱えるであろうか。神があることを命じ、王がそれと反対のことを命じるときに、神にではなく王に従うことを拒否する者を、反逆者と名付けようとするほど傲慢な者がいるだろうか。反対に神に従うのに異を唱え、あるいは神に従うのを禁じる王に従う者を罰し、真の反逆者と見なしてはならないだろうか。つまりもし神が我々に、一方の側で兵役に就くように命じ、王が他方の側に就くように命じるとき、神に仕えるために王を捨てねばならないと言明しない者がいるだろうか。」(37~38頁)「どんな社会(国家)にもそこにいる人々にとっての一定の義務の位階があり、それによって人は、ある義務が他の義務に従属する理由を認識できるということを学ぶのである。(キケロ、義

務論, 第一卷) かくてこの義務の第一の部分は不滅の神に関わり, 第二は祖国に関係し, 第三は我々の血縁に属し, それに続くものは順次我々の近隣に属することである。ところで, 王の権威を傷付けるのが如何に極悪な罪であろうと, それはいつも, 瀆聖, 主なる神とその奉仕に固有に関わる攻撃より下位のものである。法律家たちはこれを確証している。彼等は寺院の破壊が王の生命にたいする陰謀を企てるより重い罪だと見なしているのである。(ユスティニアヌス法典, 学説彙纂 48. 4. 1)」(45~46 頁)

こうしてブルトゥスは, 神にたいする王ならびに民衆の契約違反, その帰結, そして神に反する王に対しての民衆の義務の一端を明らかにしたのである。神に対する民衆の義務はさらに強く, 神に反する王への抵抗もしくは反抗にまで及ぶのであるが, 視点と叙述の上から, それを次節に送り, 本説の最後として, 既説の「王と民衆との契約」に対する違反について簡潔に整理しておこう。これは VINDICIAE の第三問で触れられているのであるが, そこでは, 抵抗の合法性などが直接の主題とされているため, 明示的には扱われていないことを注意しておこう。

国法の違反

既に見たように「王と民衆との契約」は, 民衆によって擁立された王が民衆の利益に貢献するという義務を果たすということ, またその限りで民衆がその王に服従するというものである。ここでの王の貢献の義務は無条件であり, 反対に民衆の義務は条件付きであった。それゆえ契約違反とは基本的に王の契約違反を意味するのであり, 民衆が自己の権利と便益に反する行いをするということは, 理論上は成り立たないことである。「王と民衆との間には相互的な義務がある。それは市民的なものであれ, 単に自然的なものであれ, 表明されていなくても明瞭に宣言されていても, 何らかの法によって廃棄されたり, 背かれたりすることなく, 何らかの暴力によって解除されることはないのである。この義務は非常に大きな力を持つもので, 自惚れてそれを犯す君主は専制者であり, 意図的にそれを破る民衆は反乱者という名に値す

る。」(194頁)それでは王の契約違反とはなにか、またそれによって王と民衆との関係はどうなるのか。王の契約違反とは第一義的には民衆の権利と便益の追求を怠ること、さらには民衆の権利と便益に反する行為を行うことであると要約できる。具体的には、民衆個々人の生命、財産、自由ならびにその実現や追求、公共の国土や国庫ならびにその保全・利用の権利、民衆の共同意志ならびにその表現方法(民衆主権)を擁護改善せず、妨害したり侵害することである。ブルトゥスによれば、これらは自然法や市民法あるいは諸々の国の歴史事例によって認められ、擁護されてきた事柄である。これらの権利の擁護を内容とする契約にたいして王が違反すれば、彼はもはや王ではなく、専制者(暴君)と呼ばれる。王が専制者となれば、王と民衆との契約が破棄されるのであるから、民衆は当然彼への服従義務から解放される。

「要するに、誰も、王と臣民との間に相互に義務を負う約束が存在することを否定できない。その内容は、正しく命令する君主に民衆が忠実に従うことであり、契約ははじめに君主によって誓われ、続いて民衆によって確認されるということである。

私は上に関して、誰かが心から情愛をもって語るのを示すためでなければ、なぜ誓いを立てるのかと問う。我々が認めていることを観察することより以上に、自然法に一層近づき得ると判断されることが何かあるだろうか。そのうえ、黙示のまたは表明された条件を受け入れるためでなければ、民衆の訴えと約束に対して、王がはじめに誓いを立てるのはどんな理由からだろうか。契約の条件を満たさなければ契約が法に従って無効になってしまうのでなければ、なぜ契約に条件が加えられるのか。また、もし法の条件を満たさないことによってこの契約が無効となるのなら、誰が自分を守ることが出来、またそうしなければならない約束を尊重せず、自分が誓いを立てた法を侵害している王への服従を拒否する民衆をあえて偽証者と呼ぶだろうか。反対に、このような王を、不誠実で、偽証者で、その地位に値しないと評してはならないだろうか。なぜなら、もし、法が主人によって裏切られた臣下を解放す

るのなら、主権者は、固有に彼の臣下に誓いを立てて約束していなくても、臣下が彼にそうしているからである。もし十二表法が、それを守る人間を嫌い、裏切った擁護者と非難して宣言するなら、もし市民法が解放奴隷に、彼にひどい損害を与えた主人を正当に討つことを認めるなら、このような場合、もし同じ法が彼をその主人の支配から解放するなら、義務が市民的でなく単に自然であるとしても、民衆が王に対してなされた誓いから解放されるのは一層合理的ではないか。もし、(彼に資格を与えている者の代理人として、)自分の誓いを最初に破る王が、それに背くのであれば、そしてすべてこれらの儀式や誓いが停止するとき、自然自体が、彼らが献身的に統治することを条件に民衆によって諸王に選ばれたこと、彼らが正義を実現するために判事に、敵に対して自分たちの軍隊を指揮するために戦争隊長に擁立されたということを十分に示している。もし反対に、彼ら自身が略奪し、荒らし回るなら、彼らは敵となるであろう。そして、彼らが自己を王として振る舞わないなら、彼らは民衆によってそのような者として忠誠を尽くされ、認められるはずがない。しかしあなた方は抗弁するだろう。すなわち、もし君主が暴力によってある民衆を苦しめ、彼に忠誠を誓うことを強いるなら、それは何なのかと。そして私は答えるだろう。人が何ら交渉を持っていない暴漢や略奪者や専制者がはじめて会った人の喉に剣をつけ、彼に多額の銀貨をもって仕えることを強いるとしたらどうなるのか。力によって引き出された約束は何も拘束しないというのは共通の主張ではないのか。とくに、人がもし善良な習俗や自然法に反して何らかのことを約束した場合は、民衆が足や手に鎖をつけ、ある君主の剣先に喉を出すこと、すなわち自らを殺すことを約束するのは、一層自然に反することではないのか。」(192~193頁)

専制者—二種の専制者

上の引用により、契約に違反した王に対して民衆が服従の義務を負わないことは明らかである。しかし、ブルトゥスは民衆の服従義務の解除を論定することに留まっていはいない。専制者に対する抵抗の権利と義務を闡明、宣言

することこそがブルトゥスの本意なのである。だが抵抗の理論に移る前にブルトゥスの言う「二種の専制者」に触れておこう。「二種の専制者」を峻別することは抵抗の根拠や範囲を明瞭にするための前提作業でもある。

「資格の無い専制者」, 「行使による専制者」

ブルトゥスの言う二種の専制者とは、一方が「資格の無い専制者」、すなわち「暴力や悪行によって国を奪ったもの」であり、他方が「行使による専制者」、すなわち「相続もしくは選挙によって引き受けた国を法や慣習に反して統治する者」である。ブルトゥスによれば「二種の専制者」は、それらのもたらす実害（利害）やそれらの性質のうえで区別される。まず「暴力によって王国を占領」した「資格の無い専制者」が「王国を正しく統治する」ことが起こり得る。すなわち「資格の無い専制者」が結果的に民衆に利益をもたらすことも起こり得るのである。ブルトゥスはピタゴラスから「資格の無い善行」という表現を借用している。もとより「資格の無い専制者」がそれとして是認されるのではないことは、後に見るように当然のことである。この区別において重要なのは、王としての資格を有する者の「行使による」専制に対する批判の視点と意味を第一義的なものとして闡明することである。したがってブルトゥスは、「空しい資格で自惚れ、不正に振る舞う者のほうが、暴力によって占領された王国をともかく正しく統治している資格の無い専制者より、いっそう罪深いのである、」（197頁）と言い切るのである。なおブルトゥスは「資格の無い専制者」をいくつかのタイプに分けているが、これについては省略する。

さて「行使による専制者」とは何であるか。ブルトゥスは「行使による専制者」の具体的態様の把握を、「真の王」との比較において試みるが、それが後者についての定義より難しいことであると指摘している。それは、両者についてのブルトゥスの基本認識にもとづく指摘である。すなわち、「真の王」の「良い統治」が「理性による誘導」であるのにたいし、「行使による専制者」の「悪い統治」が「無制約な欲望による支配」であるとの認識である。とも

あれ、ブルトゥスがアリストテレスやキケロに学んで行っている両者の比較を整理してみよう。なおブルトゥスはそれぞれの事項の具体的内容には立ち入らず、一般的性質もしくは形態を挙げるに留まっている。「真の王」もしくは専制者の行動・態様については、前者のそれが例示可能なのに対して、後者のは多様で明記しがたい。「真の王」の統治では正義が見られ、それは単純であるが、専制者の下では不正義がはびこり、それは複雑多用である。王は多くの有能な役人を友とし、各人に応じた待遇を与えるが、専制者は媚び、屈従する無頼漢を周りに集め、無秩序な待遇を施す。「真の王」は会議を尊重するが、専制者はそれを無視、敵視し、廃止さえする。「真の王」は公共の利益を求め、各個人を「国家財産の預け場所」と捉えるが、専制者は私人の利益を求め民衆の富の横奪に勤める。「真の王」は平和を求め、敵対者には武力よりも民衆の指示をもって対抗し、「強いられる場合や民衆の保全のためを除き、決して戦争を行わない。」専制者は民衆の間に争いを助長し、民衆の武装を解除し、(民衆に恐怖を植えつけ=マキャヴェッリ)戦争をおこして民衆を疲消させる。「真の王」は真面目に、時には民衆に反してでも善を行い、信仰心に厚いが、専制者は公共の善を求め、篤信家であるように見せかける。「真の王」はまた学問や良心の育成に心がけるが、専制者はそれらを忌避し排除する。(199~203 頁)

「真の王」と専制者の比較の要点は以上の如くであるが、ブルトゥスはまた結論的に政体について比較している。ブルトゥスが良い政体とするのは王政と貴族政であり、専制と寡頭政はともに悪政とされている。ここでブルトゥスはそれぞれについて具体的考察に踏み込まず、性格上の若干の指摘をしているのみである。王政もしくは貴族政のもとでは、中央議会ならびに地方議会を通じて、全ての身分、地域の意志が反映され得るが、専政もしくは寡頭政においては、議会が衆愚的になり、「個別利益が公共利益に優先する」とされている。専政もしくは寡頭政が王政もしくは貴族政の変種に至る墮落形態とされ、主たる区別は支配者の資質の問題とされる。したがって共和政や民

主政と王政や貴族政との機構上の比較や統治の変質、墮落にたいする制度的抑制についての議論は問題化されない。もとよりこれはブルトゥスの限界(同時代の主流の受容)であるが、ブルトゥスの反専制論(反マキャヴェッリ論)の強さに由来するものといえよう。この故にこそ、ブルトゥスは最も先鋭なかたちで抵抗(権)論を提示しえたのである。この意味では、後世が抵抗権思想を民主主義思想の源流としつつも、後者の登場(抵抗権の実定化)によりその使命を一定程度終えたとするのは誤りではない。

3 抵抗権

抵抗について(不服従、神の名による抵抗、国法に基づく抵抗、民衆の抵抗)

ブルトゥスにあって、王の契約違反が神の法と国法の両面から問題とされていることはすでに見た。ふたつの法に対する王の契約違反に対しては、ともに抵抗が認められ、あるいは義務付けられるのであるが、その具体的態様の違いから、区別して論じられている。またどちらの違反に対しても、不服従が論理上も意味上も抵抗に先行する事項であるので、まず前者について外観したのち、神の名による抵抗ならびに国法に基づく抵抗についての詳しい検討に移ろう。その際、ブルトゥスの抵抗権論がどの程度民衆の視点からのものであるかが、重要な論点となるであろう。

不服従

VINDICIAE で不服従が主題的に問題とされているのは、すでに見た「神と王と民衆との契約」が扱われている第一問においてである。第一問の本来的(理論的)主題はこの「契約」であるから、不服従の問題は実は、「契約」とその帰結としての服従という命題から生ずる問題にほかならない。もとよりこれは不服従の問題の重要性を減じるものではない。むしろ、不服従の問題は、この「契約」が支配=服従の絶対性と相対性を有するものであること

の認識に基づく本質的なものなのである。支配＝服従「契約」は当然、支配＝不服従「契約」を内包している。

ブルトゥスによれば、神が「天地の所有者」、「権力保持者」であり、王は「権力を委託されている者」として、「主の末裔」である民を指導するよう義務づけられているのである。そこで民衆は「正当に命ずる王に忠実に服する」義務を負うことになる。王が「民衆を神に奉仕させ、神に服従せしめるように統治する」(25 頁)限り、民衆は王に忠実に服さなければならない。このことは、王が自ら神への奉仕の義務を怠った時は、民衆が服従義務から免れるということを含んでいる。ところで、神は「その意志にもとづいて純粋に奉仕されるような秩序をつくる」ために、民衆とも契約している。これによれば民衆自身が王の存否に関わらず神に奉仕する義務を負っているのである。ここから、民衆は単に正当に命じない王への服従が解除されるだけでなく、そのような王に従ってはならないということになる。神への服従が王への服従義務に優先することから、第一問、「王が神の法に背くことを命じた場合、臣民は王に服従することを認められ、また義務付けられているか、」に対する回答はおのずから明らかである。すなわち、王が神の法に背くことを命じた場合、臣民は王に服従することを義務付けられていないだけでなく、認められても、許されてもいないということである。

不服従の問題は神法への王の違反にもとづくだけでなく、王と臣民との契約に対する王の違反にもとづいても問題となるが、これについては前節で関説したので、結論を記すにとどめる。すなわち、王が王と臣民との契約の内容である臣民の諸権利の擁護と臣民への奉仕を怠り、またそれに反した場合、臣民は自ら擁立した王への服従を解除され、不服従が認められることになるということである。

神の名による抵抗

ブルトゥスは、神法に違反した王に臣民が服従してはならないという不服従の理論から抵抗の理論へと自説を発展させる。これと国法を侵犯する王へ

の抵抗の理論こそ、VINDICIAE の中心テーマにほかならないのである。前者は第二問で次のように問題設定されている。すなわち、「神の法を犯そうと欲し、あるいは教会を失墜させる君主に抵抗するのは合法的であるか。同様に、この抵抗は誰によって、どのように、またどの程度までなされる場合に合理的であるか、」というのである。

神法違反者への抵抗は、王と民衆が神と結んだ契約に根拠を持つ。この契約により、王と民衆は等しく連帯責任を負っている。まず両者が神への奉仕義務という契約内容を犯した場合、いずれもが制裁を受けるとされる。次に、いずれかが違反した場合は違反者が制裁を受ける。「誰であれ、イスラエルの主なる神の加護を祈らない者はもっとも取るに足らぬ者でも、もっとも偉大な者でも死滅する。」(54頁)ブルトゥスからは、王にも民衆にも特別の地位が与えられてはいない。しかし王がただ一人の権力者であり、民衆が統治に直接には関わらぬ多数の者から構成されていることから、王が「王中の王」と僭称し、神への奉仕を怠りやすいのに対して、民衆にはより多くの奉仕が期待されるのである。もともと民衆は神にとって、王より「先なる者」とされていたのであるが、神の秩序の具体的(世俗的)形態においても、民衆の王に対する優位性が留保されているのである。これらのことから、神法に違反する王への民衆の抵抗には、実は三層の根拠があげられることになる。まず神が民衆を第一の奉仕者と認めていることである。第二は当該の王を擁立したのは民衆自身であるということである。そして第三は民衆が王とともに神への奉仕を特別な仕方契約したことである。

上のように、ブルトゥスは民衆による抵抗の権利を明らかにしているが、この権利とは民衆の視点からの一つの捉え方にすぎず、それは、抵抗を民衆が神に負っている義務であるとするもう一つの観点と表裏をなしているのである。「したがってこの破滅(罰)は、民衆が、卑劣なサウル王が善行の士すなわちダヴィデや主の司祭を意地悪く責めていた時に、彼を誉め賛えていたのと同様、彼等が神の法を犯したサウルに抵抗しなかったということから生

じたのではないか。」(57 頁)「そこで、もし王が神の法を覆し、教会を廃止しようと望めば、イスラエル人が彼に刃向かうのは合法的であり、抵抗しなければ彼らも同じ罪で有罪になり、その王とともに同じ罰を受けるであろうことを知るべきである。」(61 頁) こうしてブルトゥスは、神法を覆す王に民衆が抵抗する権利と義務を、神法にもとづいて弁証したのである。

抵抗の主体、範囲、方法

ブルトゥスは、神法を覆す王に対する民衆の抵抗の権利と義務を説くが、これによって神法にもとづく抵抗理論が完結したわけではない。抵抗の真の主体、範囲、方法についての考察が残されているのである。

ブルトゥスが民衆という場合、それは民衆一般や私人を指しているのではない。「上のような事態に秩序を与えるためにあらゆる下層民、この無数の頭を持った野獣が無秩序に反乱し、駆け回らねばならないのか。……我々は、全ての民衆と言う場合、この言葉を民衆によって権威を掌握している者、すなわち王の下にあり、民衆が委任し、あるいはどんな仕方であれ支えている執政官、ちょうど帝国の総督や王の監督官や民衆の全体を代表している執政官と理解している。我々はまた議会を、そこに全ての公務が属する王国の縮小もしくは簡略化した集合体以外の何物でもない」と理解している。」(62 頁) このように「全ての民衆」とは、ブルトゥスにあっては各種の民衆の代表者を意味し、民衆の個々人が抵抗の主体とはされていない。またどのような立場の者であっても、私人としては専制者に対抗する権利も義務も認められてはいないのである。それだけでなく、「もし諸個人が剣を抜けば彼等は有罪である。」(83 頁) とも言うのである。このようなブルトゥスの言表をどう理解すべきか。上の引用にもとづけば民衆の一人一人が抵抗の主体ではないことは明らかである。上にすぐ続く箇所ではブルトゥスは次のように個人に訴える。すなわち、「別の場所にたちもどる」ことを勧めるのである。(85 頁) しかしこれはあくまでその地位にある者が何の抵抗もしない場合であり、ブルトゥスの真意は、むやみに神の民を傷つけないということにあったという

読み方も可能である。神の永遠の計画からすれば、このような解釈のほうが妥当とも言えよう。

ブルトゥスは例外的に、さらに一步を踏み出そうとする。「どんな個人にも武器をもって抵抗することは認められていないのだろうか。」(85頁)この問いに対して、ブルトゥスはモーゼ、エホデ、エヒウの事例をあげている。「人が彼らを彼ら自身において考えるなら、彼らは何ら公の使命を持っていなかったもので、彼らを個人と呼び得る。しかし、我々は彼らが特別に召還され、神自らが、(もしそう言うべきであるなら、)その武器を彼らに手渡したことを知っているのです、彼らを個人あるいは私人と呼ばねばならないとともに、どんな地位に就いている執政官よりずっと高い位置におかねばならない。」

(85頁) こうしてブルトゥスは、たとえ個人といえども神法を犯す王に、武器をもって抵抗する資格を認めている。もっともこのような個人は誰彼という不特定者とはされていない。ブルトゥスは抵抗の主体についても、キリスト教の原理に立っており、抵抗し得る個人は神によって「解放者」として指し向けられるとするのである。ブルトゥスは一方で専制者への抵抗、教会の防衛を強く訴えるのであるが、他方で一度ならず、軽率な武力行使に警戒を示している。

「ところで武器を取り、戦うことが合法的であるとしても、教会の防衛や忠誠者の擁護のために主の命によって企てられる戦争以上正しいものは有り得ない。精神に対して行われる戦争ほど大きな専制があるだろうか。かような専制を抑える戦争以上に合法的な戦争を想定できるだろうか。

そこで、教会が武力によっては少しも発展しないとしても、いずれにせよ人は、教会をまさしく武力という手段で護持し得るのである。……要するに、諸個人は、もし彼らが彼らに神の攻撃を命じる者に服すなら、何者も彼らを許し得ないこと、そしてさらに、彼らが非常にはっきり特別の任務を受けないかぎり、彼らは武器を取る何の権利もなく、また私的権力にもとづいて武器を取ってはならないことに気付かなければならない。」(90~94頁)

この引用の前半では、あきらかに武力による暴君への抵抗が容認されているのに、後半では強い制限が付されている。ここでブルトゥスの主張を整理してみよう。神法を犯す暴君(資格の有りに係わらず)に対する抵抗は、神と王とくに民衆が交わした契約にもとづき、暴君を王の権限内に留め、もしくは排除するために、全民衆すなわち民衆の代表者が武力をもってなすことが一般に認められている。それとともに、特定の(神から召喚された)個人にも同様のことが認められている。後者について付言すべきは、現実には一個人が強大な暴君に実効的に抵抗し得るものではなく、「聖なる魂によって鼓舞され」た個人が民衆に武力抵抗を訴えることとすれば、そのような者すなわち真のキリスト者は各人が抵抗権(抵抗の訴えと実行)を認められていると解する他はないであろう。先行の諸思想(例えばトマスやバルトルス)に通じ、また力の論理(マキャヴェッリ)を忌避するブルトゥスにすれば、往々に私闘に堕しかねない個人の抵抗に対しては極めて慎重であるが、本質的にはキリスト者個人に抵抗権を認めているのである。ともあれ、どうしても王や民衆の代表者に抵抗を限定している傾向が強いことも銘記しておくべきである。「もし誰かが聖なる魂によって鼓舞され、上にあげた権威を帯びているものとするならば、私は彼に願います。すなわち、十分な根拠にたち、何ら増長して得意になぞなっていないかどうかを見つめ、自ら神にならないよう、また自分の頭でかような考えを思い抱かないよう注意して欲しい。……だが私は、このおなじ神が特別にその民に解放者を差し向けないなどと言うつもりはない。……このようなことは、我々が誤りや野望に導かれて神よりも偶像や我々自身に仕えることのないように、あらゆる野心のない精神、真の賢明な熱情、正しい科学や良心を持っていれば起こることである。」(86~87頁)

国法にもとづく抵抗

ブルトゥスによれば、人間は神の僕であり、神の世界計画の担い手にほかならず、神法に違反する者は誰であれ罰せられなければならない。民が神に

反すれば、神（の意志を受けた別の民→第四問）がその民と国を滅ぼす。王が神に反すれば、民の代表が彼を滅ぼす。ここに、民衆による、神法に基づく専制者への抵抗の理論が成立するのであった。他方でブルトゥスは、世俗世界に固有な支配＝服従の理論を提示している。ここに人間の、人間としてならびに市民としての権利、そして国法にもとづく抵抗の理論が説かれるのである。これは VINDICIAE の第三問で次のように問題とされる。「共同体を圧迫したり破壊する王に抵抗するのは合理的であるか。またそれはどこまで及ぶのか。同様にこの抵抗は誰に、どんな方法で、またいかなる法によって許可されるのか。」実は、ブルトゥスの真骨頂はここにこそ認められるのである。第三問は VINDICIAE の序文ならびに四つの章から成る全体の半分以上を占め、またその冒頭には VINDICIAE 全体を貫く決意が表明されている。

「ここでは王の正当な権威について論じなければならないので、私はこの設問が、専制的で悪辣な王に反感を起こさせるだろうと確信している。というのも、自分が望むことは全て許されていると考える人々は、何らかの理性や法に耳を貸すことがどうしても出来ない、ということがあり得るからである。しかし、善良な王たちが、非常に高い地位にある為政者は誰でも、魂を持ち、話すことの出来る法に他ならないことを知っている以上、私は、彼らがこの論説を快く受け入れるだろうと期待している。……なぜなら、一方が略奪で生き、他方があらゆる略奪を抑えるように生まれ、しむけられているので、当然にも理性は、自然が狼に対して犬に刻印したのと同様の激しい憎しみを、専制者に対して王のうちに起こすにちがいないからである。おそらく専制者に諂う者どもは眉をひそめるであろう。しかし、彼らにはうなだれ、恥で赤面するほうがずっと似つかわしいことであろう。読者は、読みすすめるうちに、好感か嫌悪のどちらにかられるかに応じて、そのことが、自分としては専制者に悪意か好意のどちらを抱いているかの微標となることを知るはずである。」(94～95頁) ここで善良な王と専制者の区別に用いられている基準は神の意志や法ではなく、人間の「理性」であり「法」である。

ブルトゥスにとって、問題は今や「神の秩序」ではなく、「人間の秩序」であり、世俗的権力に他ならない。たしかにブルトゥスはその全叙述にわたって、「神の意志」を根底に据えてはいる。しかし、ここにおいては神は遠景に退き、人間世界にこそスポットが当てられているのである。いわば、相対的な自立領域として世俗秩序が問題化されているのである。「我々はすでに、諸王を創設し、選び、彼らに王国を与えているのが神であることを示した。今や、諸王を擁立し、彼らに王権を与え、投票で彼らを選任するのは民衆であると言おう。神は次の目的のために、上のようにことが運ぶことを望んだのです。すなわち、王に、自分たちが彼らのすべての主権や権力を受け取るのは、神に続いて民衆からであること、したがってまた、そのことが彼らのあらゆる責任と配慮を民衆の利益に向けるよう彼らを導くことを認識させるためである。」(96 頁) こうして、王や王権は「理性」、「法」によって、すなわち人間＝民衆によって拘束されているのである。この義務はすでに見た「王と民衆との契約」に由来するのであるが、この契約はまた王が義務に反する場合には、民衆が王への服従から解除されることを含んでいた。ブルトゥスはここからさらに、義務に反する王に対する民衆による抵抗の権利と義務を説くにいたる。この抵抗の権利＝義務は前に見た二種の専制者に対応して微妙な理解がなされており、バルトルスらの見解（資格の無い専制者に対しては無条件で、行使による専制者に対しては条件的という見解）に比してのブルトゥスの独自性が認められるのである。

すでに見たように、ブルトゥスは「行使による専制者」を「資格の無い専制者」以上に強く批判する。

「ところで、暴力によって王国を占領する者がそれを正しく治め、正当な資格で選任された別の者が不正に王国を治めることが起こる得る。しかし、王国が遺産であるより法であり、所有物でなく任務であるので、自分の任務を狡猾に逃れる者は、自分が通るべき門を通過してこの任務に入らない者より、いっそう専制者の名に値するのである。……非合法に擁立された君主でも結

果的に正しく統治することによって、たとえ人が望み得るあらゆる儀式をもって聖別されても不正に走る者より好まれるのである。……しかし、国家を滅ぼすために掌握している者の誤りのほうが、それを維持するために主人となっている者の誤りより比較にならないほど大きい。つまり、空しい資格で自惚れ、不正に振る舞う者のほうが、暴力で占領された王国をとにかく正しく統治している資格の無い専制者よりいっそう罪深いのである。」

(195～197頁)より激しい批判が、「行使による専制者」に向けられていることは疑う余地も無い。

ところが、専制(者)への抵抗が問題となる時、ブルトゥスの主張には上と異なる視点が認められる。すなわち、「資格の無い専制者」には明白に抵抗義務が説かれるが、「行使による専制者」に対して慎重な対応を求めているのである。「第一に自然法は、我々に、あらゆる侵害と暴力に対抗して我々の生命と、それがなければ生が生でなくなる自由とを維持し守ることを教え、命ずるのである。……それに対して人間の権利を加えねばならない。これは所有と支配権を区別し、限界を定め、境界を記す。名人は、それらを侵害しようとするすべての人間に対して、それらを防ぐことを義務付けられている。……さらにそれとは別に市民の法がある。それはいくつかの法によって人間の社会を規律する。ある社会はある種の法によって、別の社会は別種の法によって、あるいは一人によって、あるいはいくらかの小人数によって、あるいは共同体全体によって統治されているようにである。……もし誰かがこの法を詐欺または暴力によって廃棄しようと試みれば、全ての者が彼に抵抗するように義務付けられている。」(208～209頁)「資格の無い専制者」にたいしては、三重の根拠にたって抵抗が義務付けられている。生命と自由の侵害にたいしては「自然法」にもとづいて、「所有」の侵害にたいしては人間の権利として、統治にたいする侵害にたいしては当該社会で承認されている法＝制度そのものによってである。「行使による専制者」については次のように慎重な判断がなされている。「君主が何らかの公務を重視せず、しばしば理性に従

わず、公共善を維持することを怠り、正義を追求せず、敵を勇敢に押し返さないということが起こっても、彼はそのことによって直ちに専制者となるわけではない。……ここでは最良でなく、最も賢明でなく、偉大な裁定者でなく、最も勇敢でない君主ではなく、非常に意地悪で、悪辣で、謀反を企て、法を軽視する君主、すなわち人民の敵、王国の略奪者が問題なのである。……君主が自分の気に入る全てのことを行う資格がないように、同様に法が民衆に認めていることを、民衆が行わないほうが都合がよいこともしばしば起こる。というのは、治療が病気そのものより危険な場合があり、(その場合は)武力にいたる前に別のあらゆる方法を企て、試みるほうが良いのである。」

(217~218 頁) 見られるように「行使による専制者」への抵抗は関連する二つの理由から慎重であるべきことが説かれている。まず「専制者」の定義の難しさから来る制約である。真の王あるいは君主についてほぼ一義的な規定が可能だとしても、人間は不完全な存在であり、現実にそのような王や君主は求めがたい以上、定義どうりの王や君主でないという理由で彼らを廃すのは非現実的である。また悪政や専制者について、一定の一般的定義が可能としても、これらには計りがたい範囲や変様があり得るのである。つぎに、これらのことと関連してブルトゥスは引用に見られる如く、抵抗が当該社会にとって、ある範囲の専制以上に危険な場合があるということから、「行使による専制者」への抵抗に慎重さを求めている。しかしブルトゥスは、最終的には「行使による専制者」に対する抵抗も合法的であるとするのである。「もし君主が人の勧める様々な助言を何ら気に掛けず、自分の気に入るあらゆる悪を罪を感じずに犯すことが出来るということだけを求め、目指すならば、その時彼は専制者の罪を負い、また人は、法と正しい力が専制者に対抗して認める全てのことを彼に対して行うことが出来るのである。……バルトルスが言うように、専制者は主なる主権者によって免職され、あるいはまさに公共に暴行を働いた者を罰するユリア法に従って罰せられ得る。主権者、それは全民衆であり、あるいは我々が選帝侯や宮中伯や貴族や身分会議あるいはそ

の他と呼ぶような民衆を代表する者たちである。もし専制者が、人が武力をもってしか資格を奪えないまでに進むなら、その時は彼らをして民衆に武器を取らせ、兵士を集め、徴用し、あらゆる力的手段を用いて、祖国と公国の敵と判断される人物に戦いを策すことが合法的となるであろう。」(219～220頁)

以上の如くブルトゥスにあって、「資格のない専制者」はもとより、「行使による専制者」に対しても抵抗することが、合法的とされ、義務付けられてもいる。「資格の無い専制者」への抵抗の根拠は、自然法と当該社会の統治原理（全民衆を基礎とする主権的国家の制定した法＝人間および市民の法）であり、「行使による専制者」へのそれは、自然法と、人間および市民の法にもとづいて、民衆と王とで交わされた「契約」である。具体的には公共の利益と個人の権利の侵害に対して抵抗が認められるのである。

では抵抗に値する専制的行為の判定、ならびにそれへの抵抗は誰がどのように行うのか。これについてブルトゥスは抵抗の資格者＝主体に論点をずらして答えているだけである。

一方で「資格の無い専制者」に対しては、すでに見たように「自然法」「人間の権利」「市民の法」にもとづいて、「全ての者が」抵抗することを「義務付けられている。」この抵抗についてブルトゥスは、これ以上のことは言及していない。他方「行使による専制者」については抵抗の主体や段階が具体的に論じられている。そしてこれは「資格の無い専制者」への抵抗にもあてはまる理論と見るべきであろう。

すでに見たようにブルトゥスは、バルトルスにならって、主権者である全民衆が専制者に対して、選帝侯や宮中伯や身分会議あるいは他の民衆を代表する者たちに率いられて抵抗すべきとしている。しかし、まず王の専制に対しては王国の役人が抵抗することが義務付けられている。「役人たちは、王がまさに国家の行政の第一にあるが、彼ら自身は第二にあり、誰もが自分の地位に従うことを思い起こさねばならない。彼が自分の義務を果たさなければ、

彼らは彼に従う必要がない。……もし彼らが国家をあらゆる専制から防がないなら、人は彼ら自身を専制者たちの目録に載せなければならない。ちょうど反対に、もし彼らに守り、義務を果たすように与えられた国家を、健全に損なわずに守り、維持するなら、彼らは保護者、後見人、小さな王たちである。」(224~225 頁) 王国の役人たちは王国の第一の保護者たるべき王が専制を行おうとし、あるいは行うなら、第二の保護者、小さな王たちとして王に抵抗しなければならないのである。

王国の会議も専制者に抵抗することが出来る。「王国の共和会議が、単に専制者を追求するだけでなく、その狂気が公共に有害な法を廃止することもまた出来ることを誰が疑うであろうか。」(230 頁)ここでの共和会議が身分会議あるいはどの会議を指すかは不分明だが、いずれにしろ民衆の支持を得た、国の最高会議の類と見るべきであろう。これにより会議が、専制者の追放、有害な法の廃止、有用な法の制定を決議し得る地位を有していることは明らかだ。さらにブルトゥスは、これらの決議を実効あらしめるために武力の行使をも認めている。これは王や皇帝を廃位し得る教皇をも、民衆が武力で廃位し得るという立場の世俗的解釈である。「(教皇たちが)頑強に彼らの権力を悪用すれば、第一に言葉や話による忠告が、第二に草すなわち薬草が、第三に小石が必要である。」(229~230 頁)

つづいてブルトゥスは王国内の各種の身分、役職にある者の専制への抵抗義務について述べている。

「諸州にいる名士、元師、重臣や他の者たちのように、全身で帝国ないし王国に雇われることを約束した者たち、侯爵、奉行、伯爵、長や他の者のように王国の各州にいる者は、専制者に踏みにじられている共和国の全体もしくは一部を、彼らが王のあとで民衆から受けた義務により、救うよう義務付けられている。前者は王国全体を、神が彼らに与える力によって専制から守らなければならない。後者は各州における代表者として、彼らの任にある事を守らなければならない。」(233~234 頁)「各執政官は国家を救うよう義務付

けられている。要するに彼は王国全体であれ、彼が任されている一部であれ、それを崩そうとする専制から守らねばならないのである。」(236頁)ここからは二つのことが読み取られる。まず各種の身分、役職にある者の専制者への抵抗義務がうたわれていることであり、つぎにこの義務が民衆との契約にもとづいているということである。

それではブルトゥスは、民衆の個々人の専制に対する抵抗の権利をどのように捕らえているのであろうか。これに対してブルトゥスは、教会を破壊する専制者に対する場合と同様微妙な表現を提示している。少し長くなるが、VINDICIAEのクライマックスと思われる部分を引用してみよう。

「各執政官は国家を救うよう義務づけられている。要するに彼は王国全体であれ、彼がまかされている一部であれ、それを崩そうとする専制から救わねばならないのである。しかしこのことは新参者や何の資格もない者にとって合法的なことであらうか。……まさしく否である。共和国は一人一人として考えられた諸個人の保護の下に置かれているのではなく、反対に諸個人は、被後見人のように、主たる役人や執政官の下にあるのである。ところで、前者は自分たち自身を守り得ないのだから、共和国を守るよう義務付けられてはいない。神の民衆も、諸個人の手中に剣を委ねない。それゆえ、もし彼らが命令なしに剣を抜けば、それは根拠が正しく見えようと反乱を行うことである。彼らは、君主に反する企てをする前に、全体の、すなわち王国、州や町あるいは、少なくともそれらのうちの一つの民衆の団体全てを代表する者たちの命令を、受けることを義務付けられている。……ところで、もし彼らが不合理な年貢や税を課されれば、もし人が彼が約束したのとまったく別に彼らを扱えば、また執政官の誰もそのことに対抗しなければ、彼らは隅の方にたたずまねばならず、しばしば最も賢明な医者が強い病気を防ぎ、治すために瀉血や下剤や放血法を命ずると、またこの世の諸事象はかような具合に進み、病気が他の病気なしにはほとんど治り得ず、一つの善を得るのは非常に大きな努力をもってのみ可能だということを考えるに違いない。……もし

執政官たち自身が専制を好み、あるいは正式にそれに対抗しなければ、諸個人がヨブ記の第 34 章に言われていることを、すなわち民衆の罪のために、もし各人が神への服従の道のために彼らの誤りを公開せずにいるなら、神が服従させることも直すことも不可能な偽善者の統治を許したということのを思い起こすなら、そうであれば、屈した膝とへりくだった心以外を持ってはならないのである。要するに彼らは悪い君主に耐え忍び、より良いものを切望し、霰や洪水や嵐やかような別の自然の事故の害を耐えねばならないように耐えねばならない。」(236～238 頁)

たとえ神の民衆であろうと、個人が専制者に武器を取る事が出来ないばかりか、それは、「根拠が正しく見えようと、叛乱を行うことである。」諸個人は、何らかの民衆団体の命令を受けるまでは、専制者に絶えなければならないとされている。ここでもブルトゥスは、民衆一人一人が犠牲とならず、組織的抵抗によって専制者を排除するよう呼びかけている。「一つの善を得るのは非常に大きな努力によってのみ可能」となるから、と言うのである。しかしまたブルトゥスは、神に鼓舞された個人ならびにどのような個人にも結局のところ、専制者に抵抗するを承認する。「(執政官が専制に抵抗しているとき) 全ての者が隊をなし、また彼らに武器を執るために合流しなければならず、あたかも神が天から専制者への戦いを与えることを欲しているように、彼らの財と身体に奉仕すべきであり、彼らは共和国や王国をそれを抑圧している専制から解放すべきである。……さらに加えて言おう。神はしばしば専制を滅ぼすよう誰か諸個人を鼓舞しなかったであろうか。」(239～240 頁)

「要するに、この第三問を終わらせるに当り、君主たちは神によって選ばれ、民衆によって創立されているのである。一人一人としての個人が君主より下位にあるように、民衆全団体、この団体を代表する王国の役人たちは君主の上位にあるのである。君主を擁立し、受け入れることで、明白なもしくは言葉で表現されていない、自然のまた市民の約定が君主と民衆との間で取り交わされているのである。……それを陰険に頑固な意志を持って破る者は、

まさしく行使による専制者である。(王国の役人たちは、彼らを法にしたがって裁いたり、武器をもって制することができる。)……しかし私のおよび個人的人物は、行使の専制者に対して剣を抜くことを控えねばならない。……しかし、前もっていかなる資格を帯びてもいず、いかなる党派も民衆も彼らの間に寄り付かないような専制者に対しては、全ての者に区別無く、彼らに襲いかかることが認められている。そしてこの専制者の隊列の中に、人は、自分の臣民に専制を行っている合法的な君主の愚行や無頓着を悪用している者たちを加えることが出来る。」(241～242頁)

この一文の中でも、ブルトゥスの立場を一義的に解釈するのは容易ではない。まず、「行使による専制者」にたいして、「私人および個人的人物」は剣を抜くことを認められないが、「資格のない専制者」には、「すべての者に区別なく」襲い掛かることが承認され、続いて、「行使による専制者」が「資格のない専制者」と同列に置かれ、「すべての者が」抵抗することを認められている。

ともあれ、以上によって、ブルトゥスが国家権力に対する個人の自立や、優越を一般的に認めているとするのが早計であるとしても、生命、身体、財産への権利に加えて、政治の主体として個人の析出を萌芽的に提示していると読み取ることは可能であろう。これは、マキャヴェッリによる赤裸々な個人の解明にもとづく近代的政治力学(統治学)の提唱とは別の次元から、政治主体としての近代個人の措定へと向かわしめる道を拓くものだったのではないか。これはまた、ボダンによる浩瀚な「国家学」に比肩し、さらには優越し得る政論的・理論的「パンフレット」であったのではないか。さらにわれわれは、ブルトゥスの政治思想に世俗的方法を自覚的に付与することにより、「近代的社会契約論」に近づき得、特に後者の主体的・批判的精神の意味を再確認することが出来るのではないか。本稿では、抵抗権を主題としているため、国民主権、法の支配、基本的人権、代議制、公共の福利、代理者(王、王国の役人)の説明責任、地域主権などの、抵抗権を根拠付けるためのブル

トゥスの諸説には直接触れてはいない。これらは別途論じられるに値するであろう。(木戸由紀子『前掲訳書』325～329頁)ブルトゥスを中心とした権力批判の伝統は、批判精神が国民精神となり難い、いわば「超同調主義」(ウルトラ・コンフォーミズム)社会日本の政治的发展にとって多くの示唆を提供し得るのではないか。